

## 岩手県監査委員告示第32号

包括外部監査結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第15号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月7日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸浩  
岩手県監査委員 五味 克仁  
岩手県監査委員 中野 玲子

### 1 外部監査の種類

令和4年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

### 3 監査委員告示

令和5年3月3日付け岩手県監査委員告示第15号

### 4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

令和4年度包括外部監査の結果に係る措置状況について 令和6年4月18日

### 5 指摘事項及び措置内容

#### （1）指摘事項

##### ア 消費税の課税区分

市町村負担金に係る消費税の課税区分について、維持管理負担金は課税、建設負担金は不課税となっているため、消費税の課税区分の適否が問題となる。

市町との契約に基づく役務提供の対価である点は維持管理負担金と相違がなく、消費税の課税の対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等（消費税法第4条第1項）」に該当するものと考えられるため、建設負担金に係る課税区分を不課税とすることは疑問である。

##### イ 退職給付引当金の会計処理（会計方針と会計処理の整合性）

退職給付引当金の算定基礎となる期末要支給額の計算がなされておらず、令和2年4月1日現在の要支給額を基礎とした金額を定額計上している。

退職給付引当金は、事業年度の末日において繰り入れるべき引当金（地方公営企業法施行規則第12条第2項第1号）なのであるから、会計方針（当年度の退職手当の期末要支給額を基礎に計上）と実際の会計処理に不整合が生じている。

##### ウ 委託料の精算

流域下水道管理運営支援業務委託契約では実費弁済方式を採用しているため、委託料の対象経費の精算の適否が問題となるが、以下の点を考慮すると、委託業務の対象とはならない公社の法人会計の管理費の一部が本業務委託料に含まれることで、委託料の過大精算が生じていると認められる。

（ア）公社の財務諸表を確認すると、法人会計の経常費用から本業務委託の総務に係る費用を控除した法人会計の管理費が少額であり、公社の法人管理費の実態を表していないと考えられること。

（イ）業務量調査集計表における「その他」を本業務委託の総務の費用とした場合、公社の法人管理に係る業務従事時間が皆無となるため、公社の業務従事実態を適切に反映していないと考えること。

##### エ 区分経理の適切性

流域下水道管理運営支援受託収益が公益目的事業会計と法人会計に分割計上されているため、区分経理の適否が問題となる。

受託収益であるのなら、何らかの事業に係る収益と考えられるため、法人会計の収益と整理することの合理性に疑問があることから、受託収益の一部を法人会計に収益計上するのは区分経理として疑義がある。

## (2) 措置内容

### ア 消費税の課税区分

令和4年度から建設負担金について課税収入に区分を見直した。また、令和5年6月末に申告した令和4年度課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告額の算出においても、同様に課税収入として区分を見直した。

なお、この見直しに伴い、企業会計移行後の令和2年度及び令和3年度の確定申告額に変更は生じないため、修正申告は不要である。

### イ 退職給付引当金の会計処理（会計方針と会計処理の整合性）

令和5年度から退職給付引当金の算定基礎となる退職手当の期末要支給額の計算を行い、会計方針と実際の会計処理の整合を図ることとした。

### ウ 委託料の精算

受託業務の事業費と管理費（法人会計）が区分されているか明確に確認するため、令和5年度委託契約から委託費の精算資料として、下水道会社の総務にかかる費用の配賦を明確にした資料の提出を求めることとした。

### エ 区分経理の適切性

公益財団法人岩手県下水道公社において、令和5年度から流域下水道管理運営支援受託収益の全額を公益目的事業へ計上することとした。